

報 道 資 料

平成26年1月22日

医療管理課医療管理係

担当：松山、中島

内線：3128

直通：27-8653

無資格者におけるあん摩マッサージ指圧業等の防止について

医師以外の人があん摩マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復を業として行う場合は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律および柔道整復師法において、免許を受けなければならないと規定され、無免許でこれらの行為を業として行ったものは、法により処罰の対象となります。

あん摩マッサージ指圧および柔道整復等の施術を受けようとする皆様は、こうした制度の内容をご理解いただき、有資格者による施術を受けていただきますようお願いいたします。